

関係各位

2023年3月14日
ロッテの経営正常化を求める会
株式会社光潤社
代表取締役社長 重光宏之

ロッテサービスが提起した損害賠償訴訟において勝訴的和解に合意

株式会社ロッテホールディングス（以下「ロッテホールディングス」）の元取締役副会長であり、ロッテホールディングスの最大株主での株式会社光潤社の代表取締役社長でもある重光宏之は、この度、過去に代表取締役社長を兼務していた株式会社ロッテサービス（以下「ロッテサービス」）が提起した損害賠償請求訴訟において、実質的な勝訴的な和解に合意いたしましたので、その旨お知らせいたします。

ロッテサービスは2018年8月9日、重光宏之を相手に約9億6,000万円の損害賠償を求め、訴訟を提起しましたが、昨年2022年4月20日、東京地裁は、重光宏之がロッテサービス代表として在籍していた当時、ロッテサービスが開始した新事業に関連して「事業の判断過程に著しく不合理な点があった」として「取締役としての善管注意義務違反があった」と認め、4億8,000万円余りを賠償すべきと判断しました。

重光宏之は、この一審判決には、明確な誤りがあることから控訴し、控訴審において、当該新事業の判断過程は適切・適法な経営判断であり善管注意義務違反はなく、ロッテサービスの主張は当時の事情に基づかないものであって理由がない等の主張をいたしました。その結果、東京高等裁判所の裁判官から双方の当事者に和解提案がなされ、最終的にロッテサービスに6,000万円の和解金を支払うことに合意いたしました。この和解内容には、取締役としての過失等の認定は一切含まれず、一審判決で認定された内容は全てその効力を失うほか、ロッテサービスのその余の請求も放棄されることとなっており、重光宏之として一審判決の認容額に照らせば実質的な勝訴的和解と受け止めております。

ロッテの経営正常化を求める会の代表でもある重光宏之といたしましては、ロッテグループ全体として業績悪化が続く中で、訴訟が長引くのは双方に実益がないと判断しました。長年ロッテグループに貢献し、何ら問題のある行為を行っていないにもかかわらず、後付けの謂れのない理由で損害賠償を支払うことは全く許容できないものの、和解金としてであれば、業績悪化の続くロッテグループの資金に少しでも活かされるのであればと考え、この度の和解提案を受け入れることといたしました。

重光宏之及び光潤社といたしましては、今後も引き続き、ロッテの経営正常化を目指し、その実現を図ってまいります。引き続き、皆様のご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

以上